

こ支虐第 3 6 1 号
こ支家第 3 9 9 号
こ支障第 3 5 8 号
令和 7 年 9 月 2 5 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市
児童相談所設置市

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
家 庭 福 祉 課 長
障 害 児 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）

施設等における被措置児童等虐待の発生予防に係る留意事項について

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行により、被措置児童等虐待の通告義務等の対象施設等が追加されたことに伴い、「被措置児童等虐待ガイドラインについて（通知）」（令和 7 年 9 月 25 日こ支虐第 360 号、こ支家第 398 号、こ支障第 357 号こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、家庭福祉課長、障害児支援課長通知。以下「ガイドライン」という。）を通知したところであるが、これと併せて、施設等（※）における被措置児童等虐待の発生予防に係る留意事項について下記のとおりお示しするので御了知いただくとともに、施設等への一層の指導等をお願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村への周知につき御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（※）児童自立生活援助事業者、小規模住居型児童養育事業者、意見表明等支援事業者、妊産婦等生活援助事業者、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設（一時保護委託先を含む。）をいう。

施設等は、何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった被措置児童等が、信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場でなければならないにもかかわらず、被措置児童等が信頼を寄せるべき立場の施設職員等が虐待を行うということが起きており、こうしたことは、絶対にあってはならないことである。

各都道府県市における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の 17 に基づき、国において調査を行っているところ、被措置児童等虐待認定件数は、令和 2 年度以降増加傾向にある。調査結果では、高圧的な叱責や、こどもを叩く、つねる、胸ぐらをつかむこと、指導時に壁を叩くなどの行為が挙げられているが、これらの行為は、いかなる理由があっても行ってはならず、これらは被措置児童等虐待となることを改めて認識いただきたい。

こうした虐待が発生した背景には、施設等としての虐待・権利擁護意識の低さや、施設職員等の感情コントロールや養育姿勢の問題、1 人の職員で多くの児童等に対応しなければならない施設等の体制の問題などがあると考えられる。各都道府県市においては、こうした背景があることを改めて認識いただき、ガイドラインや各都道府県市における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況（※）を踏まえ、発生予防に向けた取組を行うとともに、前年度に管内施設等において被措置児童等虐待が発生した都道府県市においては、当該事案に係る管内全施設等向け研修を実施するなど、他施設等で再度同様の被措置児童等虐待が発生しないよう取組をお願いする。

なお、各都道府県市の体制整備については、ガイドラインにおいて、①自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル等の作成、②職員への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施、③地域住民への制度及び窓口についての周知、④施設・里親への制度及び窓口についての周知、⑤被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知、⑥被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内、⑦休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施、についてお願いしているところであるが、未だ実施されていない都道府県市においては、速やかに実施をお願いしたい。

（※）被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について（こども家庭庁HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/shakaiteki-yougo/gyakutai-todokede/>